

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

江戸川区立上小岩小学校改築工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における制限付き一般競争入札の実施について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立上小岩小学校改築工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における制限付き一般競争入札の実施について
別紙のとおり、江戸川区立上小岩小学校改築工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における制限付き一般競争入札の実施について、意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(審査会)

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。
- 3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

1 諮問内容

江戸川区公契約条例第16条第1項ただし書き及び江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱第7条の2第2項に基づき、江戸川区立上小岩小学校改築工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事において制限付き一般競争入札を実施したい。

2 入札の状況

工事件名	入札方法	開札日	結果
江戸川区立上小岩小学校改築工事	社会的要請型総合評価一般競争	令和6年2月28日	不調（全者辞退）
		令和6年7月31日	不調（全者辞退）
		令和7年2月28日	不調（全者辞退）
江戸川区立葛西第二中学校改築工事	社会的要請型総合評価一般競争	令和6年2月28日	不調（全者辞退）
		令和6年7月31日	不調（全者辞退）
		令和7年2月28日	不調（全者辞退）

3 根拠規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

(社会的要請型総合評価一般競争入札の例外)

第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときは、社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

令和7年2月5日

江戸川区長 斉 藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝 男



答 申 書

令和7年2月4日付け、24総用送第475号で諮問のあった江戸川区公契約条例の改正について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区公契約条例の改正について
審議結果・ 答申内容	江戸川区公契約条例の改正は、適切であると認めます。 ただし、以下の附帯意見を踏まえた対応を求めます。 【附帯意見】 ・ 条例改正により例外規定を設けることになるため、例外規定が基本の運用となることがないように十分注意すること。 ・ 社会的要請型総合評価一般競争入札によらない他の方法（以下、「他の方法」という。）を採用する場合の基準を明確にすること。 ・ 他の方法を採用する場合においても、社会的要請型総合評価一般競争入札において求めてきた災害・緊急時対応、教育活動・社会活動への貢献及び地域経済の活性化などの社会的要請に応えるよう、請負業者に働きかけること。